

伊佐市農業委員会第12回総会議事録

1. 開催日時 平成24年3月19日(月)午前8時55分から10時40分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (20人)

会 長 21番

会長職務代理者 20番

委 員	1番	2番	4番	5番
	6番	7番	8番	9番
	10番	11番	12番	13番
	14番	15番	16番	17番
	18番	19番		

4. 欠席委員 (1人)

欠 席 者 3番

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

5番委員 6番委員

第2 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出に係る意見決定について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第6号 非農地証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地係長

振興係長 振興係書記

開始時間 午前 8時55分

- 事務局長 ただいまより平成23年度第12回農業委員会総会を開催します。
姿勢を正してください。 一同礼。
- 議長 おはようございます。
本日は、件数が非常に多いようでございますので早速、議事にはいりたいと思います。
本日は、3番委員から欠席の届が出されております。
それと、15番委員より早退届が出ておりますので、発表があったあと退席されます。
ただいまの出席委員は20人であり、従いまして、定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年度第12回農業委員会総会提出案件を審議いたします。
- 議長 本日の議事録署名委員を指名いたします。
5番委員と6番委員に、お願いをいたします。
- 議長 議事にはいる前に、諸般の報告をお願いします。
報告1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を求めます。
事務局。
- 事務局 報告1、農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、報告いたします。
資料の1ページから16ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が44件ありましたので報告いたします。
- 議長 事務局の報告が終了しましたので、只今から議案の審議にはいります。
議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定につきまして、19-1ページの利用権設定総括表により説明します。

事務局 期間は1年から10年1カ月で、面積の合計は、田8,995㎡、畑15,281㎡、採草放牧地1,967,354㎡の合計1,991,630㎡です。

利用権の設定をする者の数8人、設定を受ける者の数6人です。

土地の明細書等につきましては、17ページから19ページの整理番号1番から8番のとおりです。

なお、19ページの整理番号8につきまして補足説明をいたします。

この案件は新聞等でご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、鹿児島県が、昭和49年に出水市境にあります国有地を借り受けて設立されましたO育成牧場を、本年4月より廃止し業務を民間移譲するものであります。

移譲先であります農業生産法人Kファームは牛の生産から加工・販売まで手がけるKTの100%子会社であり、現在直営、預託農場合わせて約8,000頭を飼育する県内でも有数の企業であります。

これまでは国有地であったため、地番のないいわゆる白地であり、今回は仮の地番での申請となっております。

現在、敷地の売買に向けまして測量、登記の準備を進めておられます。

以上で説明を終りますが、皆様のご審議方よろしくお願ひします。

議長 議案の説明が、終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

(質疑なしの声、多数あり。)

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより採決を行ないます。

議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について原案の通り決定することに異議のない方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 賛成多数であります。

よって議案第1号は、原案の通り決定をいたします。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、を議題といたします。

当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が19件出されており、当委員会の審議を行ないます。

事前に現地調査を行なっておりますので担当委員の報告を求めます。整理番号1番について、6番委員、お願いします。

6番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番について、3月13日に現地調査を行いましたので6番が報告をいたします。

申請人で受人のYSさんは、伊佐市大口篠原に居住され、自治会は舟ノ川です。

受人の経営面積は、13,947㎡を耕作されている兼業農家ですが、もうすぐむかえる定年後は、園芸をしたいという意欲のあらわれる方です。

渡人のYKさんとは従兄弟同士で、売買で購入されます。

農機具等はすべて自己管理されており、当申請地は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまます。

全部事項証明書も提出されており、農地の取得につきまして、何ら問題はないと判断いたしましたので本日許可していただけるようお願い申し上げます。私の報告を終わります。

議長 続きまして、整理番号2番につきまして18番委員にお願いします。

18番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号2番について、18番が報告をいたします。

3月17日に申請人のMKさん立会いのもと、現地調査しました。

申請人のMKさんは、伊佐市大口曾木に居住され、74歳で、自治会は針傘田です。

譲受人のYKさんは、伊佐市菱刈前目です。

これは兄弟関係であります。

現地は、森山橋の東側の50m～100m以内に2箇所と、少し離れたところに1箇所です。

所在地は、菱刈前目字永山、地目は田、面積は2,672㎡、

菱刈前目字森山、地目は田、面積は2,766㎡、菱刈前目字コモ古川、地目は田、面積は2,275㎡で合計7,713㎡を、MKさんに贈

- 1 8 番委員 与という形でされます。
- 現在は、MKさんが作っておられますが、受人のMKさんは規模拡大ということで、生産意欲はあり、農機具も完備しております。
- 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われるので、許可相当と思われます。
- 委員の皆様方のご審議方をお願いします。以上です。
- 議 長 整理番号3番、4番は取り下げでございます。
- 整理番号5番、2番委員をお願いします。
- 2 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号5番については、去る3月11日に現地調査を行ないましたので2番が報告をいたします。
- 譲受人のTSさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、自治会は川北宇都で年齢は61歳です。
- 渡人 MTさんは、鹿児島市吉野町に居住され、受人さんの妹さんです。
- 申請地は、伊佐市菱刈川北字湯之元外1筆で地目は畑、地積は2筆合計1,158㎡で所有権移転贈与であります。
- 受人の経営面積は、耕作面積が1,065㎡となっておりますが、7ページで今回報告のあった農地法第18条第6項の規程による通知についての整理番号19番において、5,963㎡の合意解約がなされており、7,028㎡が経営面積となりますので、下限面積はクリアしており、取得可能面積であります。
- 農作業従事者は3人で、所在地は住宅から約1kmで、現況は良く管理されております。
- 経営意欲はあり、農機具等は完備されております。
- 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われるので、許可相当と思われます。
- 添付資料として全部事項証明書、字図等が添付してあります。
- 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議 長 整理番号6番につきまして15番委員をお願いします。
- 1 5 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち

整理番号6番について、去る3月13日に現地調査を行ないましたので、15番が報告をいたします。

申請人 KKさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、自治会は小原松山で、年齢は52歳です。

渡人 KMさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、自治会は山田中原で、年齢は83歳です。

譲渡理由としましては、贈与となっています。

譲受人の理由は、受贈となっています。

申請地は、伊佐市菱刈川北字三反田外1筆で、地目は田で地積は合計で1,510㎡であります。

受人の経営面積は、6,117㎡で取得可能面積であります。

農業従事者は2人で、通作距離は1,500mで、現況は良く管理された水田となっております。

経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われるので、許可相当と思われます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 続きまして、整理番号7番につきまして17番委員をお願いします。

17番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号7番につきまして、17番が去る3月16日現地調査並びに当事者との面談を行ないましたので、内容について報告をいたします。

申請人は、OHさん、渡人が、OTさんですが、これは親子関係でございます。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字小川添の外7筆で、田んぼ8筆で、面積は11,626㎡であります。

申請地は、小川添自治会内の集落内にありまして、現在も農地として利用されているところでございます。

現在の耕作者は、OHさんです。

親子でございましたけれども、同じ敷地内に住居構えておりまして、一緒に仕事をされますが、OHさんが中心となつてたまにお父さんのOTさんが作業をされるということで、純然たる農家として頑張っております。

- 17番委員 受人の理由は、親からの贈与ということで、耕作意欲、引き継いでいこうという意欲は充分でありまして、農機具も完備しており、何ら問題はなかったと考えております。
- 資料としましては全部事項証明書、字図等が添付されております。
- 判断としましては、別に問題はなかったということで報告いたします。以上で報告を終わります。
- 議長 ここで、15番委員が退席をされますが、整理番号6番で何か疑義はございませんか。
- (なしの声、多数あり。)
- 議長 無いようですので、15番委員の退席を許可します。
- 15番委員 勝手な理由で早退いたします。申し訳ありません。
- (15番退席後、議事再開)
- 議長 続きまして、整理番号8番について8番委員お願いします。
- 8番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号8番について、3月15日に調査をしましたので8番が報告いたします。
- 渡人 KEさん、88歳、自治会は千束松です。
- 受人は、KFさん、58歳で自治会は千束松です。
- 現在、伊佐市大口篠原に居住され、経営面積が5,282㎡を耕作されている兼業農家であります。また、JD会社を経営し農業経営も広げていきたいとのことでもあります。
- 申請地は、大口篠原字中川原、地目は田、面積は1,189㎡外2筆で、合計面積は3,137㎡で、所有権移転贈与で取得するものであります。
- 農機具等はすべて自己所有として管理されております。
- 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われるので、許可相当と思われます。
- 以上で報告を終わります。
- 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。

議長 整理番号9番について、引き続き8番委員お願いします。

8番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号9番について、去る3月14日に、調査を行ないましたので8番が報告をいたします。

渡人 NHさん、自治会は大田であります。

受人は、OY人さん、現在、伊佐市大口牛尾に居住され、自治会は奈良野であります。

経営面積は、4,482㎡を耕作されている専業農家であります。

申請地は、自宅前で、管理の行き届いた水田であります。

所在地は、大口牛尾字釣芝で、地目が田、面積が858㎡で、所有権移転売買で取得し、下限面積をクリアし何ら問題はないと思っております。

農機具等はすべて自己所有として管理されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われるので、許可相当と思われます。

以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。

議長 続きまして、整理番号10番につきまして5番委員お願いします。

5番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号10番について、5番が報告をいたします。

調査年月日は、3月12日に調査いたしました。

受人のTYさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、59歳で、自治会は下手須川です。

渡人のTFさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、88歳で、自治会は同じく下手須川で、受人とは親子関係で、住居もすぐ隣同士です。

申請地は、菱刈下手字中通外2筆で、地目は田5,599㎡、畑981㎡の3筆でございます。面積は合計で、6,580㎡で、お父さんから息子への無償贈与でございます。

受人の経営面積は、11,092㎡でございます。

申請地の位置としましては、畑が、下手水天神社の前で小菜園という感じで、あまり大きくはありません。

田んぼは、下手水天神社から、県道出水菱刈線を横切り、羽月川の堤

- 1 2 番委員 防の下で良く管理をされた2枚の田んぼであります。
- 現在は、TYさんが耕作されておりますが、今回、勤務先を定年になられ、農業に専従してやりたいということで、農機具等はすべて完備をされております。
- 問題はないと判断をいたしました。
- 添付事項としましては、全部事項証明書、字図、営農計画書、代証の委任状等が添付されております。
- 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われまますので、許可相当と思われまますので報告をいたしませう。以上でございます。
- 議 長 続きまして、整理番号11番につきまし12番委員お願いします。
- 1 2 番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号11番について、12番が報告をいたします。
- 調査日は3月14日です。
- 申請人は、伊佐市菱刈前目に居住のIYさん、62歳で、自治会は前目宇都です。
- 渡人は、伊佐市大口下殿に居住のKHさん、52歳で、自治会は下殿です。
- 立会人は、IYさんがされました。
- 申請地は、伊佐市菱刈前目字石田の外2筆と、もう1筆は菱刈前目字北山で、合計面積は、5,185㎡です。
- 受人の経営面積は、15,829㎡です。
- 申請地は、元前目ふみきりから、Mスーパーより南へ200mくらいのところで、西に2筆あります。ここの小字が石田です。
- 字北山は IYさんの家の近くで、石田までは1km以内です。
- 現在の耕作者は、TTさんでした。
- IYさんは、規模拡大という申請理由です。
- 農機具は、すべて完備しておりました。
- 以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われまますので、許可相当と判断いたしました。
- 全部事項証明書、字図等法律関係の書類はすべて揃っております。
- 皆様のご審議をよろしく願いいたします。報告を終わります。
- 議 長 整理番号12番につきまして、17番委員お願いします。

- 17番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号12番につきまして、去る3月17日、17番が当事者との面談をいたしましたのでご報告を申し上げます。
- 申請人で受人が、KSさん、65歳です。
- 渡人が、SKさんでございます。
- 申請地は、菱刈荒田字中水流、これは森山橋の本城側、菱刈から森山橋を渡りますとすぐ右下側の3番目で、中心地に位置していて、面積は1,004㎡です。
- 受人の経営面積は、45,571㎡で、専業農家で意欲的な農家です。
- 調査内容でございますが、今申しましたように申請地は、森山橋近くで、周辺すべて田んぼでございます。
- 現在、SKさんのこの田んぼにつきましては、譲受人のKSさんが耕作しています。
- 受人の理由については、規模拡大ということで、非常に意欲的な耕作意欲充分な方ございまして、何ら問題はないというふうに判断をいたしましたので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。
- 以上で報告を終わります。
- 議長 続きます整理番号13番につきまして、20番委員お願いします。
- 20番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号13番について、報告をさせていただきます。
- 調査日は、3月13日行ないました。
- 申請人で譲渡人は、始良郡湧水町北方に居住のTKさんでございます。
- 受人は、伊佐市菱刈下手に居住されているNNさんです。
- 申請地は、菱刈荒田字中水流外2筆で、地目は田、面積が合計3,085㎡でございます。
- 受人の経営面積は、田21,924㎡で、受人の世帯員のうち農作業従事者は2人でございます。
- 法律関係は、移転売買でございます。
- 調査の内容については、申請農地の位置は、菱刈下手の仁王集落に位置している田でございます。
- 現地につきましては、川内川の右岸から3番目の3筆が合筆された田で非常に良く管理された田でございます。

20番委員	<p>NNさんは、公務員でございまして、牛も4頭飼育され農業については、非常に頑張っておられます。</p> <p>受人の理由については規模拡大ということで、経営意欲は充分ございまして、農機具等はほとんど管理されておられます。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われ、許可相当と判断いたしました。</p> <p>全部事項証明書、字図等が添付されています。</p> <p>ということで本日の報告は終るわけですが、皆様の審議をよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号14番は取り下げでございまして。</p> <p>整理番号15番、4番委員お願ひします。</p>
4番委員	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号15番について、3月12日、申請人STさん立会いのもと、現地調査をいたしましたので、4番が報告をいたします。</p> <p>受人 SYさんは、大口金波田に居住され50歳で、自治会は金波田上であります。</p> <p>渡人 STさんも、大口金波田に居住され77歳で、受人とは親子関係で同居でございまして。</p> <p>申請地は、大口金波田字神領原の外8筆で、面積は13,949㎡外であります。</p> <p>現況は、1筆の畑を除いて、残りの7筆は管理の行き届いた畑と田んぼで、現在、STさんが耕作しております。</p> <p>ところで、1筆の畑を除いてと申し上げましたけれども、その1筆は、24ページの下から2番目の、大口金波田字井ノ上、地目は畑、面積292㎡であります。</p> <p>この申請地は、自宅前にありまして現況は、倉庫が建って、残地には庭木が植栽してあり、農地性は喪失しているものと判断したところでございます。</p> <p>現地調査時点で倉庫は、車庫として利用されていたようであります。</p> <p>受人の経営面積は、13,949㎡で、農作業従事者は3人です。</p> <p>所有権移転は、贈与で、親より一括受贈するもので、取得可能な面積で問題ないものと思われまして。</p> <p>受人は、耕作意欲があり、農機具は完備しております。</p> <p>添付書類といたしまして、全部事項証明書、位置図が添付されてお</p>

- 4 番 委 員 ます。
- 以上のような理由により当申請は8筆のうち、大口金波田字井ノ上の1筆は農地性を喪失しており、不許可相当と思われます。
- 残りの7筆につきましては、農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われ、許可相当と思われます。
- 委員の皆様方のご審議方をよろしく申し上げます。
- 議 長 続きまして整理番号16番について、8番委員申し上げます。
- 8 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号16番について、去る3月15日に、調査を行ないましたので8番が報告をいたします。
- 渡人 大口里のKYさん、自治会は西本町であります。
- 受人は、KSさん、自治会は大島北で、現在、伊佐市大口大島に居住され、経営面積は34,926㎡を耕作されている専業農家で、農業従事者は2人であります。
- 申請地は、自宅前から200m～300m位の所で、管理の行き届いた水田であります。
- 申請地の所在地は、大口大島字樋掛で、地目が田、面積が152㎡で、外2筆の合計面積が847㎡で、所有権移転売買で取得するものであります。
- 農機具等はすべて完備されております。
- 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。
- 以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。
- 議 長 続きまして整理番号17番につきまして、12番委員申し上げます。
- 1 2 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号17番について、12番が報告をいたします。
- 調査日は3月14日です。
- 申請人 NHさんは、33歳で、伊佐市菱刈川北に居住で、自治会は築地下です。
- 立会人は、お母さんのNTさんでした。
- 渡人 KSさん、79歳は、佐賀県小城市牛津町柿樋瀬に居住されて

1 2 番委員 | います。

申請地は、菱刈川北字西園、地目は田、面積が189㎡、畑307㎡、合計496㎡です。

受人の経営面積は、127,783㎡です。

受人の農作業従事者は、3人です。

所有権は、有償です。

申請地の位置は、築地出口橋より西へ600m行った、川間川の堤防の角です。

現在は、〇〇さんが耕作されていました。

受人のNYさんは、規模拡大という申請理由です。

耕作意欲はあります。また農機具は、すべて完備されておりました。

以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われまますので、許可相当と判断いたしました。

全部事項証明書、字図等法律関係の書類はすべて揃っております。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。報告を終わります。

議 長 | 続きまして整理番号18番につきまして、7番委員お願いします。

7 番 委 員 | 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号18番について、3月13日調査をいたしましたので、7番が報告をします。

譲受人 SKさんは、伊佐市大口田代に居住され、60歳で、自治会は福川です。

渡人 MTさんは、同一場所に住んでおられ、90歳です。

MTさんは、SKさんの奥さんのお母さんで、SKさん達が面倒をみておられるとのこと。MTさんは、隠居ということで同一家屋に一室を設けて生活されております。

申請地は、大口田代字松葉江外4筆で、田2筆5,652㎡、畑3筆3,270㎡、合計8,922㎡です。

受人の経営面積は12,779㎡です。

受人の世帯員のうち農業従事者は3人です。

法律関係は、母親からの、無償での所有権移転贈与であります。

申請地の位置は、福川自治会の松葉江地区に位置しており、現況は良く管理された田畑であり、大口子豚供給センターの付近にあります。

現在、SKさんが耕作されています。

受人の理由は、SKさんの奥さんの母親 MTさんからの受贈という

- 7 番 委 員 申請理由であります。また、農機具等は完備されておりました。
 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。
 許可に附すべき条件及び特記事項はありません。
 その他、必要な書類等については、すべて添付してあります。
 以上のとおり、現地調査を実施しましたので報告をいたします。
 終わります。
- 議 長 続きます。整理番号19番につきまして、2番委員をお願いします。
- 2 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号19番について、去る3月10日に現地調査を行ないましたので2番が報告をいたします。
 譲受人 OKさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は島崎で年齢は60歳です。
 渡人 YKさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は青木元です。
 申請地は、伊佐市菱刈荒田字貫瀬戸で地目は田、地積は1,022㎡で所有権移転売買であります。
 受人の経営面積は、8,418㎡で、取得可能面積であります。
 農作業従事者は3人で、所在地は住宅のすぐそばで、現況は良く管理されております。
 経営意欲はあり、農機具等は完備されております。
 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われるので、許可相当と思われます。
 添付資料として全部事項証明書、字図等が添付してあります。
 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議 長 只今、担当委員の報告が終わりました。
 質疑討論はありませんか。
 (はい、という声あり。)
- 議 長 はい、18番委員。
- 1 8 番 委 員 整理番号13番と整理番号15番の職業欄に、「農業公務」とありま

す。それから「農業会社」というのが出て来ますが、これはどのように解釈すればよいのですか。

議 長 兼業と言うことではないですか。事務局。

事 務 局 兼業農家です。
「農業会社」とは農業を兼務する会社員。
「農業公務」とは農業を兼務する公務員。
ということで、今回、電算入力の部分を変更しました。
農業をされて、会社員であれば「農業会社」、農業されて公務員であれば「農業公務」と出力されます。
あとほかに「農業役員」というのがあります。

18番委員 解りました。

議 長 他にありませんか。

(はい、という声あり。)

議 長 はい、17番委員。

17番委員 整理番号19番についてですが、私も以前、地権者と話をしたことがあるのですが、この田んぼはあまり良い田んぼではありません。
半湿田で、半天水田です。
田んぼとして使う目的ではなくて、隣接したところが譲受人の大山さんの牛舎なのですが、当時、畜舎をと言う話があったものですから、5条の手続きが良いのではと話をしたことがあったのですが、その辺は何もなかったですか。

2番委員 いいえ、その話はなかったです。

事 務 局 今のところ、その計画はなくて当分の間は農地として利用するということでした。

議 長 他にありませんか。

(質疑なしという声あり)

議 長 4番委員に確認しますが、整理番号15番は、1筆削除ということでよろしいですね。

4番委員 そうです。

議 長 他にありませんか。

(質疑なしという声あり)

議 長 質疑討論がないようですので、これで質疑討論を終わります。
お諮りいたします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定については、許可相当という意見であります。
これに承認することに賛成の方、挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数であります。よって、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定については、取り下げが3件、16件許可ということに決定をいたしました。

議 長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見決定について、を議題といたします。
農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の用途区分変更申請、除外が2件出されており、当委員会の審議を求めます。
現地調査の報告をお願いします。

議 長 除外の整理番号1番について、19番委員をお願いします。

19番委員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見決定についてのうち、整理番号1番についてご報告申し上げます。
8番委員、16番委員との共同調査であります。この案件は昨年の遊休農地調査で、私が調査をしたところでありまして、写真も添えて出してあるところがございます。

- 19番委員 当時、山林化しておりましたので、地目変更の指導をしたところ
でございます。
- ところが調査の結果、農振地域にはいっているということでも、農
振除外からということで、今回申請に至ったということでございます。
- 申請人は、大口青木に居住の、SS氏です。
- 申請地は、大口青木字観音坂、面積が364㎡であります。先程申
しましたとおり、だれが見てもここが農振地だとは思われないよう
なところで、周囲はほとんど山林化して、北側だけが水田が一部残っ
ていて、あとは東、西、南ほとんど山林化しておりますので、これは農振
除外、止むを得ないというより、当然だというふうに私は判断いたしま
した。
- 従いまして、皆さん方のご意見によって決定していただくわけですが、私の調査としましては、当然と判断しましたので、よろしくお願
いします。
- 議長 続きまして、整理番号2番につきまして、5番委員お願いします。
- 5番委員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見決定につ
いてのうち、整理番号2番について5番が報告いたします。
- 調査年月日は、3月15日、20番委員、私、申請人のHHさん、そ
れと息子さん立会いのもと、調査をいたしました。
- 経営規模拡大に伴う、畜舎と堆肥舎を建設するという申請がな
されております。
- 当日、調査し話を聞いたわけですが、すでに畜舎も堆肥舎も建って
いました。
- 始末書等は添付されていますが、自分の土地にこういうものを建てる
のに許可がいることは知らなかったということで、約12年～13年前
にこういう形にしてしまったということです。
- 今回、息子さんがかつ農畜産をやるとということで、経営規模拡大のた
めに、新しい農地に畜舎等を建てたいとしたときに、このような手続き
があるということに気付き、しかも現在地が何ら農地法の許可を受けて
いないことが判明したとのことです。
- 申請地は、川内川東側の堤防下の圃場整備をした一角に位置してお
り、牛舎、堆肥舎、自分の住宅等があります。
- 周辺は、肉牛、乳牛を飼養する農家の集りです。ですから、隣近所の
問題はないわけです。

- 5 番 委 員 申請地の北側が水田、南は農道、西は農道で、ほとんど農地に囲まれた自分の家と、牛舎、畜舎、堆肥舎、機械倉庫が配置されています。除外目的としては、畜舎、堆肥舎、農機具倉庫という申請であります。転用計画からして、除外面積は妥当と判断いたしました。農用地の外周部に、他の人の農地が接続しているかをみても、自分の田畑であり、支障はないということです。利用集積に支障を及ぼす恐れはないと判断いたしました。農用地と保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはないと判断いたしました。申請地は、土地改良事業がなされた土地ではございません。申請地は、2種農地で、その他の農地に該当するものと思われます。以上のようなことで、12年～13年前にされたことではあります。が、本人も反省をされておられました。今後は、自分の農地であっても、転用される場合は農業委員会に届け出て許可を受けてから、やってくださいと指導をしたところで、話は聞いていただけました。添付書類として、字図、周辺写真、事業計画変更届、全部事項証明書、始末書が添付をしてあります。そういうことで、除外はやむを得ないと判断をしました。よろしくご審議ください。以上です。
- 議 長 ただいま2件の報告が終わりました。質疑、討論はありませんか。
- (なしの声多数あり。)
- 議 長 質疑討論がないようですので、これで質疑討論を終わります。お諮りいたします。議案第3号 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の用途区分変更の除外申請が出されており、意見決定については、止むを得ないという報告でございます。これに承認することに賛成の方、挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議 長 賛成多数であります。

議長 よって、議案第3号の2件は、許可ということで報告をすることに決定をいたしました。

議長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、を議題といたします。

当委員会に対し農地法第4条の規定による許可申請が6件出されており、当委員会の審議を行ないます。

事前に現地調査を行なっておりますので担当委員の報告を求めます。整理番号1番について、17番委員をお願いします。

17番委員 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち、整理番号1番につきまして、17番が報告を申し上げます。

この案件につきましては、今年の10月だったでしょうか、対象農地が農振地域であったものですから、農振除外をしていただきたいということで説明を申し上げ、保留になっていた件でございます。

その時に内容については充分、報告を申し上げたと思っています。

あえてもう一回申し上げますと、12番委員、15番委員と私17番そして申請者のKKさん立会いのもと、4人で共同調査をしたところでございます。

申請者は、KKさん、59歳、自治会は岩坪です。

所在地は、菱刈南浦字菅田、地目は畑で、497㎡でございます。

転用目的は、一般住宅の建設ということでございます。

添付書類としましては、字図、全部事項証明書、被害防除計画書、資金明細書、建設計画書等すべて添付されていまして、今回、農振地域除外が許可になったということで、再度、提出されたものです。

当初説明したときと変わったのは、お父さんお母さんが、体が不自由で現在の住宅では、車での出入りが不便で、今後、介護する中でもこちらに移転した方が、便利がいいというのが申請理由でした。

しかしながら先週でしたか、お父さんは、亡くなられました。

お母さんは体調が優れずに、自宅で見ていらっしゃいますけれども、やはり介護が必要な状態で、出入りが不便であるという点は、その時と変わっていません。

この住宅建設について、我々が一番気にするのは、隣接した農地に影響はないかということですが、四方を畑に囲まれた真中でございます

- 17番委員 　　が、西側に畑を挟んで道路がはいっていますけれども、説明会のときに隣接する地権者皆さんが、お集まりいただいて建設されるKKさんからの説明を受け、同意をいただいております。
- 隣接している方々も、問題ないということで、了解をいただいている案件でございます。
- このような諸々調査しましたけれども、3人の総合意見としては、住宅建設に異議なし、問題なしということで結論をくだしましたので、皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上です。
- 議　　長　　続きます、整理番号2番につきまして、5番委員お願いします。
- 5番委員　　議案第4号　農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち、整理番号2番につきまして、5番が報告をいたします。
- 今回の調査は3月15日、5番委員、20番委員、そして申請人のHHさん、息子さんの4人で立会いのもと調査をいたしました。
- 申請地は、菱刈川北字池之上、地目は田、面積は660㎡でございます。
- 転用目的としましてはワラ倉庫ということで、先程も農振除外の報告のときに話をしましたが、申請地には13年位前に木の廃電柱を利用した倉庫がすでに建っていました。
- そこで先程も申しましたが、こういう手法はいけませんよと話をし、納得していただきました。
- 申請地の位置は、先程の議案第3号整理番号2番と隣同士の位置にあり、中にはバックサイロでいっぱいになり、立派な倉庫になっていました。農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当します。
- 資金は、自己資金ということです。
- 周辺は、ほとんど自分の農地に囲まれた場所で、東側は市道、西は農道、南は農道、北は水田で、他の人に迷惑をかけるところではありません。
- 無許可であるということが一番いけないことでありまして、その点は重々説明をし、納得してもらいました。
- また、息子さんが就農したときに畜舎を増設したいとのことでしたので、その時は事前に許可を受けるようにと説明してきました。
- そういうことで、何ら問題はないと判断をいたしました。
- 添付書類としまして、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する

- 5 番 委 員 　　る誓約書、始末書、字図、全部事項証明書等が添付されております。
　　以上の様なことで調査をいたしましたので、委員の皆様方よろしくお
　　願いします。
- 議 長 　　続きまして、整理番号3番につきまして、11番委員お願いします。
- 11番委員 　　議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並
　　びに許可及び諮問決定のうち整理番号3番については、去る3月15
　　日、1番委員、3番委員と調査をいたしましたので11番が報告をいた
　　します。
　　申請人は、伊佐市大口山野に居住のTSさん、63歳、自治会は石井
　　です。
　　TSさんの耕作面積は、水田110,000㎡、生産牛30頭を飼育
　　する専業農家で、農業従事者は4人であります。
　　申請地は、伊佐市大口山野字野中、地目は田、面積は592㎡ですが、
　　現況はすでに農機具倉庫となっております。
　　申請書には、転用目的として農林漁業施設 農業用倉庫となっていま
　　すが、現地にはすでに農業用倉庫が建設され、農機具等が保管されてい
　　ました。
　　TSさんの説明によると、30年位前に居宅周辺の圃場整備が行なわ
　　れた際に残地として残し5～6年後に倉庫を建設したとのことでした。
　　今回、TSさんが、農業者年金受給のため書類作成の中で発覚し、申
　　請を行なったとの説明でございました。
　　位置としまして、南側は県道布計線、東側は畜舎、西側も畜舎、北側
　　は居宅であり、他の農地に及ぼす影響もありません。
　　以上のような理由により、3人で協議の結果、転用はやむを得ないと
　　思われますが、皆様方の審議をお願いし、報告を終わります。
　　なお、添付書類としまして、始末書を始め申請に必要な書類はすべて
　　添付してあります。
　　以上で報告を終わります。
- 議 長 　　引き続き、整理番号4番について、9番委員お願いします。
- 9 番 委 員 　　議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並
　　びに許可及び諮問決定についてのうち整理番号4番について、9番が現
　　地調査の報告いたします。

9 番 委 員 3月15日、10番委員、18番委員と私9番委員の3人で、調査をいたしました。

申請地は、大口針持字尾元草です。

申請人の住所は、大口針持でございます。

申請地は、地目は田、面積198㎡ですが、現況はすでに宅地になっています。

平成8年に、がけ下移転による住宅を建設する予定で、は4条の申請をされたそうですが、その時も当然されたものと、今まで思っていたということです。

今回、増築をするということで、地目を調べたところ、田んぼのままだったとのことで今回申請をされたところ です。

犬の飼育場となっていますが、東は田、西は道路、南は住宅、北は川となっていて、住宅を建てる際に後ろ側を5m以上離す、あるいは西側の道路のとなりの田んぼが高台で、がけ下ということでここも距離を取らなければならないということで、結局申請地は空いているところ でございます、建物は建てられないわけですが、もちろん建物は建っていませんが犬の飼育場として、狩猟をされるものですから、5頭ほど飼っておられます。そのための飼養場所となっておりまして、添付書類にも始末書があります。

すでに、15年を経過していますが、宅地に変えることに問題はなかろうと思います。

以上、報告を申し上げまして、皆様方の審議方をよろしく願いいたします。

議 長 続きます、整理番号5番について12番委員お願いします。

12番委員 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち整理番号5番について、12番が報告いたします。

調査日は去る3月15日です。

調査員は、15番、17番、12番が調査いたしました。

書士のMTさんが、立会いをされました。

申請人 OTさん、79歳は、伊佐市菱刈南浦に居住され、自治会は本城宇都です。

申請地は、菱刈南浦字瓜ノ峰で、地目は田、合計面積は1,700㎡です。

- 1 2 番委員 申請地は耕作放棄地で、4年位前から荒れていたそうです。
場所は、築地橋から旧日本城運動公園南側のガソリンスタンドの裏に位置しています。
南は孟宗竹山で、植林しても周囲に影響を及ぼす恐れはありません。
よって、3人の総合意見としましては、許可相当と判断いたしました。
全部事項証明書、その他必要書類はすべて添付されており、代理人選任届も揃っております。
許可あり次第、自己資金で苗木を購入し、クヌギを植林されるということです。
委員の皆様、ご審議をよろしく願いいたします。
12番が報告をいたしました。終わります。
- 議長 続きまして、整理番号6番につきまして2番委員お願いします。
- 2 番 委 員 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち整理番号6番について、調査の結果を2番が報告いたします。
去る3月15日、13番委員と21番委員とわたくし2番委員で、申請人でありますYK氏立会いのもと、共同調査をいたしました。
申請人 YKさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住し、年齢は73歳で自治会は徳边上であります。
申請地は、伊佐市菱刈徳辺字立本外1筆で、地目は畑で、地積が2筆で752㎡であります。
農地区分は第2種農地でその他の農地で転用目的は植林であります。
申請地の所在地は、徳边上集落の人家がここまでというところから南側に500m位入り込んだところにあります。申請地を取り囲んで東、西、南、北、山林であります。
転用目的は、周囲が山林化して、日陰により畑作として耕作できなくなったので植林であります。
添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、が提出されております。
調査の結果、この申請については、3人の調査員の意見においてやむを得ないと判断しましたが、委員の皆様方の審議方をよろしく願います。
以上で報告を終わります。

議 長	<p>ただいま、担当委員の報告が終了しました。 質疑討論はありませんか。</p> <p>(「はい」という声あり。)</p>
議 長	7 番委員
7 番 委 員	<p>整理番号 2 番の申請地については、議案第 3 号の農振除外申請の整理番号 2 番の申請地と隣接しているようですが、農業振興地域ではないのですか。</p> <p>もう一点、議案第 3 号の整理番号 2 番の申請地に関する転用の申請手続は、今後いつされる予定なのか。</p>
議 長	事務局。
事 務 局	<p>整理番号 2 番の申請地については、農業振興地域にははいつておりませんでした。</p> <p>議案第 3 号の農振除外申請の整理番号 2 番の申請地は農業振興地域内であり、今回除外申請をされたところです。</p> <p>当然、農振除外をすました後、4 条申請において転用をされます。</p> <p>この農振除外も農業用施設ですので、軽微な転用という形で申請をなされて、県の許可までいきますと約 4 カ月位、農振除外がかかると思いますので、その後に 4 条申請をされるという形になりますので、了解いただきたいと思います。</p>
7 番 委 員	解りました。
議 長	<p>他にありませんか。</p> <p>(質疑なしという声多数あり)</p>
議 長	<p>ないようでしたら、これで質疑討論を終わります。 お諮りいたします。</p>
議 長	<p>議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る決定については、許可相当という意見であります。</p> <p>これに承認される方、挙手を求めます。</p>

	(全員挙手)
議 長	<p>賛成多数であります。</p> <p>よって議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定については、6件許可ということに決定をいたしましたので26日開催の県農業会議に諮問をいたします。</p>
議 長	<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、を議題といたします。</p> <p>当委員会に対し農地法第5条の規定による許可申請が3件出されており、当委員会の審議を行ないます。</p> <p>現地調査の、報告を求めます。</p>
議 長	整理番号1番について、2番委員にお願いします。
2 番 委 員	<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち整理番号1番について、2番委員より現地調査結果について、報告をさせていただきます。</p> <p>それでは、当案件ですが、3月15日に、13番委員、21番委員と私2番委員において共同調査をいたしました。</p> <p>立会人として、申請地の貸人 KK氏と代理人のM行政書士が出席しております。</p> <p>貸人は、伊佐市菱刈田中に居住のKK氏で69歳、田中上自治会であります。</p> <p>借人は、伊佐市菱刈田中 HM工業株式会社で、賃借権設定であります。</p> <p>なお、KK氏はこの会社の代表取締役であります。</p> <p>本申請は賃借権設定で、転用目的は木材置場としての利用となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈田中字萩原沼田外2筆、地目は田、畑で、3筆合計の地積は、2,502㎡であります。</p> <p>農地区分は第2種農地でのその他の農地となっております。</p> <p>申請地の所在地の状況は、南側は畑、東側はHM工業及び貸人所有の田、北側は貸人住宅、西側は市道及び畑であります。この申請地の真ん中を農道が縦断し、農道に沿って排水溝が通っております。</p>

2 番 委 員 申請地は、平成15年頃から原木や廃材の置場として利用してきており、農地法に基づかない行為を深く反省している旨の始末書があります。

また、H土地改良区から、農道、用排水路に土砂等が流入しない為の措置を講ずること、また、農道通行に支障が起きないように木材の積み置きには万全の策を講ずることなどの意見書が交付されております。

その他に、この周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、会社の定款、土地賃貸借契約書、始末書、委任状が提出されております

調査の結果、この申請については、3人の意見において止むを得ないと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。

以上で報告を終わります。

議 長 続きまして、整理番号2番につきまして10番委員お願ひします。

10番委員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち整理番号2番について、去る3月15日、9番委員、18番委員、私10番の3人と申請人KDさんと現地調査をいたしましたので10番が報告いたします。

譲受人、KDさんは、30歳で、伊佐市菱刈重留に居住されています。

譲渡人、KFさんは、80歳で、伊佐市菱刈徳辺番地に居住され、自治会は徳辺上であります。

本申請は、KDさんが、現在、借家住まいのため、祖母の所有する申請地に所有権移転贈与で68.3㎡の一般住宅を建設するものであります。

申請地の所在地は、菱刈徳辺字前原で、地目は田、地積は、389㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

申請地は、Y温泉北1km位の交差点横にあり、南側は市道、北側は祖母の家、東側は国道、西側は住宅道路いわゆる木戸口、それからハウスとなっています。

申請地が、田んぼですので、表土を取り除き、シラスをいれて地固めをされるとのこと、また、合併浄化槽を設置されるとのことで周りに及ぼす影響もなく、3人で話した結果、適当と判断をいたしました。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書、被

10番委員 害防除に関する誓約書、審査結果連絡表、資金証明書、字図、見取り図等が提出されております。

以上で終わりますが、よろしくお願いたします。

議長 続きまして、整理番号3番につきまして4番委員お願いたします。

4番委員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち整理番号3番について3月15日に、6番委員、7番委員、私3人と申請人 KMん立会いのもと、共同調査を行いましたので4番が報告いたします。

受人 KMさんは、大口下殿に居住され、34歳で、自治会は駅前であります。

渡人 KAさんは、大口下殿4に居住され、65歳で、受人の父親にあたります。

申請地は、大口下殿字須和野、畑332㎡であります。

転用目的は、一般住宅の建設で、所有権移転は贈与によるものであります。

農地区分は、第2種農地その他の農地に該当します。

申請地の位置は、須原自治館前の市道から萩谷自治会に行く市道の右側の畑であります。

南と西側が市道、北と東側が畑であります。畑は譲渡人の所有となっております。

隣接地につきましては、被害防除計画書に記載してある措置をとるため、支障はないものと思われます。

資金調達につきましては、融資証明書が添付されていまして、問題はないものと思われます。

添付書類としまして、全部事項証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、計画平面図、委任状、位置図等が添付されております。

以上のような理由により、協議した結果、転用はやむを得ないものと判断をいたしました。

委員の皆様のご審議方をよろしくお願いたします。

議長 ただいま担当委員の報告が終了しました。

質疑討論はありませんか。

(すみません、という声あり。)

議 長 事務局。

事 務 局 整理番号2番の受人 KDさんの住所が、菱刈徳辺となっておりますが、先程、報告であったように、菱刈重留でありますので、訂正をお願いします。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なしという声多数あり)

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
お諮りいたします。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る決定については、許可相当という意見です。

承認することに賛成の方、挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数であります。

よって議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る決定については、3件許可ということに決定をいたしましたので、26日、開催の県農業会議に諮問をいたします。

議 長 議案第6号 非農地証明願について、を議題といたします。

当委員会に対し、非農地証明願申請が7件出されており、当委員会の審議を行います。

現地調査の報告を求めます。

議 長 整理番号1番について、1番委員をお願いします。

1 番 委 員 議案第6号 非農地証明願についてのうち、整理番号1番について、1番が調査の結果を報告いたします。

この農地については、昨年夏に行なった利用状況調査で私が現地調査をしたものであるため、去る3月15日、3番委員、11番委員と私1

- 1 番 委 員 番委員と協議をしました。
- 申請人 IAさんは、伊佐市大口渕辺に居住され、自治会は渕辺であります。
- 申請地の所在地は、伊佐市大口渕辺字住吉外1筆、地目は畑で、地積は2筆で1,006㎡であります。
- 周囲の状況は、東側が竹藪、西側が山林、南側が山林、北側が減反田となっています。
- 非農地となった時期は、平成元年4月1日頃であります。
- 非農地となった原因は、周りが山林化したため放置したことによるものであります。
- 当該農地の現況は、山林化、竹藪となっており、調査の結果、農地性は喪失しているため、農地への復旧は困難であると判断いたしました。
- 委員の皆様方のご審議方をよろしく申し上げます。
- 以上で、報告を終わります。
- 議 長 続きます、整理番号2番について18番委員お願いします。
- 18番委員 議案第6号 非農地証明願についてのうち、整理番号2番を3月15日、9番委員、10番委員そして18番で現地調査を行ないました。
- この土地は、去年の遊休農地調査の時に取り上げたのですけれども、今回行ってみたら、客土をしてきれいに整地をしてありました。
- 相談の結果、これは非農地ではないということで、本人も取り下げてくださいということでした。以上です。
- 議 長 整理番号3番につきまして14番委員お願いします。
- 14番委員 議案第6号 非農地証明願についてのうち整理番号3番について、14番が報告させていただきます。
- この申請地は、整理番号1番、2番と同じ様に昨年の8月調査を行なったところでございます。
- 5番委員、20番委員に私から、昨年夏の状況を説明のうえ協議し、現地調査を割愛させていただきました。
- 申請人は、伊佐市菱刈川南、土地所有者 KMさんであります。KMさんが死亡されているため、息子さんで相続人代表のKTさんから、申請があがっております。
- 土地の所在地は、伊佐市菱刈川南字七城、地目は畑、地積は526㎡

- 1 4 番委員 です。
- 農地としての機能を喪失した時期は、平成2年4月頃からで、周囲が山林となり耕作不能となったとのことでもあります。
- 場所としましては、H温泉Kの湯と川内川の間地点に位置しており、この申請地は耕作してくれる人もなく、東西南北ともに荒れ放題で、雑草・雑木が生えている状況であります。
- 耕作しなくなって20年を経過しており、農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると判断いたしました。
- また、土地改良事業の対象となった土地でもないことなどから、この申請については、協議のうえ非農地はやむを得ないと判断いたしました。皆様方の審議方よろしくお願いいたします。終わります。
- 議 長 続きます、整理番号4番につきまして2番委員お願いします。
- 2 番 委 員 議案第6号 非農地証明願についてのうち、整理番号4番について、2番より現地調査結果について、報告させていただきます。
- それでは、当案件ですが、21番委員、13番委員と私2番委員において共同調査をいたしましたが、この案件は昨年7・8月の利用状況調査において、会長が調査済みであります。
- 申請人は、伊佐市菱刈徳辺にお住まいの、SH夫さんで自治会は桜馬場であります。
- 申請地の所在地は、伊佐市菱刈徳辺字新田外2筆で、地目は畑で、地積は3筆合計で4,107㎡であります。
- 周囲の状況は、東・西・南・北、山林で、この周囲が耕作放棄地一帯であります。
- 非農地となった時期は、平成元年4月ごろであるとのことであり、非農地となった原因は、この周囲が山林化したため耕作不能となり放棄したことによるとのことでもあります。
- 当該農地の現況は、3筆とも竹林、雑木林、ひのきなど山林化している状況であります。
- 協議の結果、農地性は喪失しているため、農地への復旧は容易ではないと判断いたしました。
- 添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、平面図、非農地証明願が提出されております。
- 以上のとおり、現地調査を実施しましたので報告いたします。

- 議長 続きます、整理番号5番について8番委員お願いします。
- 8番委員 議案第6号 非農地証明願についてのうち、整理番号5番について、去る3月15日に、8番委員、16番委員、19番委員と、立会人として司法書士のTSさんの4人で調査をしましたので、8番が報告をいたします。
- 申請人は、ISさんで現在、千葉市若葉区大宮町に居住されています。
- 申請地の所在地は、大口大田字比良、地目は畑で、面積は82㎡であります。
- 非農地になった現在の状況は、面積が狭く畑として耕作せず、松・グミ・柿等の雑木が生育して平成2年4月頃から農地性を喪失している状況であります。
- 周囲の状況は、東側・北側は宅地、西側は山林、南側は道路です。
- また添付資料として、全部事項証明書、地積図、委任状が提出されております。
- 3人で協議した結果、総合的に判断して、問題はないと判断しましたので皆様方の審議方をお願いいたします。
- 以上で、報告を終わります。
- 議長 続きます、整理番号6番につきまして7番委員お願いします。
- 7番委員 議案第6号 非農地証明願についてのうち、整理番号6番について、7番が報告します。
- 調査年月日は、3月15日で、調査委員は4番、6番、7番です。
- 申請人は、IS組合です。
- 申請地は、大口下殿字湯ノ谷外2筆です。面積は、畑41,941㎡です。
- 申請の理由は、昭和40年、組合事務所移転において、農地法第5条で許可された申請地を地目変更しなかったため、今回、非農地証明願において申請するものであります。
- 調査内容ですが、周囲の状況は、東側は山林、西側は市道、南側は山林、北側は宅地、これはIS組合の事務所となっております。
- 非農地となった時期は、昭和40年6月10日頃です。
- 非農地となった原因は、農地法第5条で転用申請をし、雑種地として許可を受けたものの地目変更せず、貯木場として使用してきたものであ

7 番 委 員	ります。
	当該農地の現況は、全部が貯木場となっており、I S組合には必要な用地であります。
	現地調査の結果は、農地性は喪失しているため、農地への復旧は容易ではありません。
	以上のとおり、現地調査を実施しましたので報告いたします。
議 長	続きまして、整理番号7番につきまして13番委員お願いします。
13番委員	議案第6号 非農地証明願についてのうち、整理番号7番について、
	13番が報告いたします。
	この案件は、遊休農地調査で会長が調査されており、写真等も提出されているところでもあり、委員3人の判断で今回は現地調査をしなくても良いのではとなりましたので、会長に説明を受け並びに申請人への聞き取りでの報告としました。
	申請人 SHさんは、菱刈徳辺に居住されています。
	申請地は、菱刈徳辺字雁田、面積は862㎡、地目は畑ですが、雑種・原野化しておりますが、現在は一部クヌギを植林されており、周囲の状況は、ほぼ周りは山林で囲まれており、南側の一部に田がありますが影響のないように控えて植林されております。
	非農地となった時期は、昭和57年3月11日頃です。
	非農地となった理由として、父親の死亡により労働力不足となり、耕作が難しくなり放棄しましたとのことでありました。
	当該農地の現況としては、以上のようなことから、農地性は喪失しており、委員3人、農地への復旧は困難であると判断しました。
	書類は、全部事項証明書、字図等が添付してあります。
	皆様方の審議方よろしくお願いします。
	以上で、報告を終わります。
議 長	ただいまの報告について、質疑討論はありませんか。
	(質疑なしの声、多数あり。)
議 長	質疑討論がないようですので、これで質疑討論を終わります。
	お諮りいたします。
	議案第6号 非農地証明願については、農地法第2条第1項の農地に

該当せず、非農地とすることに賛成の方、挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数であります。
よって議案第6号 非農地証明願は、取り下げが1件ありましたので、6件農地法第2条第1項の非農地とすることに、同意する意見を附して送付することにいたします。

議長 以上をもちまして議案の採決を終了いたします。
その他、月例報告にはいりません。
事務局。

事務局 月例報告。
平成24年度行事予定の件
第1回臨時総会（予定）の件

議長 別に皆さん方からございませんか。
以上で、よろしいですか。

事務局 以上で平成23年度第12回農業委員会総会を終了いたします。
姿勢を正してください。一同礼。

終了時間 午前10時40分

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員

5 番 委 員

伊佐市農業委員

6 番 委 員
